



舊習組

為習會社規則見迎書上

896



414  
A 1037

通商為替會社規則之事

大正十一年四月  
隈侯爵邸寄贈



一 皇國一般為替會社大體之規則同其意也

高會社之信之可較盡力以事

一 會社總頭取頭取之不限人其有以者社中

評議之五人其年番役之由唱之會社司事

何事之別更招之信之損益與合別方之也

其別之別更平尤此後勤方之儀之之平年之  
限代令勤年限之之平程又社中一統之  
的意之時の勤方之平社中の勤方之海  
當人猶子法身可為事

但大年番後勤方者其身元金頭取目物  
當出勤可中事

第二  
一 添年番五人其是是何事大年番也

致一勤方分法取可中事

第四  
一 兩會社相互其地其為一窮民其分其以  
其之兩會社中令何物其可助其配其  
可中事

第五  
一 為替會社之儀之所元其應之之人撰

以多一之元金と持寄其高之態一為替  
會社分切手を出し可中此事

一第  
六  
元金利息之優を一十年を割り割合を以  
年為度正月七月勘定おし可中此事

一第  
七  
皇國一般為替金銀自由を以し融通方  
專に取扱國中商人一致を維持し可中此事

地辨用を以し強を押し貿易盛  
大なるが成を無可致力此事

一第  
八  
為替切手製造之優を二都限り出米支拂場  
會社におおし元金高之態一為替切手  
お返し其地會社に小印をお店番号と記し  
扱可中此事

第九 此元金取集總高之儀之為即日形為

引當為之文之たの全備並可中事

第十 會社取初之金加(建以之)之の發起

人之事在後年外之並天災等而不

慮之難也之由中社中取人比一統

之而助之可中依之右證書也並事

但利号之儀之別段之事

第十一 為替切手製造方之儀之此元金集高之察

之方之出来致之要之不中事也之審附別

印之以之る也之可中事

第十二 之加金預之手形并為替切手燒矢給其亦

致之印之其書号為替會社之可中出

至得夫... 二十年... 通... 市  
以得... 元... 度... 可... 事

第十三  
一 大... 者... 一... 相... 上... 取... 招... 後... 以...

社中... 一... 掛... 以... 身... 意... 一... 同... 相...  
必... 得... 可... 中... 以... 事

第十四  
一 益... 金... 內... 之... 割... 去... 分... 國... 力... 金... 積... 立... 並... 列

帳... 仕... 立... 總... 頭... 取... 年... 告... 并... 肝... 賣... 社... 中... 一... 錢... 見... 留

致... 並... 可... 中... 以... 事

第十五  
一 社... 中... 損... 益... 割... 方... 之... 係... 之... 身... 元... 金... 高... 之... 應... 一... 割... 應... 之

可... 中... 以... 事

但... 古... 內... 控... 益... 有... 一... 割... 高... 會... 社... 一... 割... 後... 中... 以... 事

第十六  
一 社... 中... 內... 類... 燒... 又... 天... 災... 等... 而... 家... 業... 具... 廢... 損... 以

予中其事實寫其紀一總政及外一修衆  
議之上元中應積立金貨渡商業永續成  
以招可取招事

第十七

一 皇國會社之内東京西京大阪之都と振元  
其餘會社之債主之區別通都之都之内  
出張取招可中第一吉持場所振元自然不

都合之債有之其以之其振元何事為其更

取招可中事

第十八

一 為替切手諸國金併會社に振出之月分を以て  
印鑑證文為取招由並日白邊の多し振出  
以て之を以て事

第十九

一 會社年番役夫之掛り月番をお立並取招可

中依之期月事済迄之月者之の掛分

第二十

一 為替手形や銀之儀を其地遠近之寄り可取大ケ

下直之致し請取可申事

第二十一

一 會社勅定之儀を毎月廿五日限り上ケ支々出張

會社は文通以當り可申事

第二十二

一 諸方預り金利息之儀を一ケ年を別別金取

利息は渡可申事

但預り以月分三ケ月を不備通金申出以者

利息は渡可申事

第二十三

一 高會社貸附金利息之儀を一ケ年を別別金取

割金と以請取可申事

第二十四

一 荷物引當貸附金之儀を高社日為お任可



中事

第二十五

- 一 兩會社之儀を兄弟と可有之を曾互に助合
- 一 一家之如く睦合実初を顯揚可致固會兩
- 會社之諸帳面を双方に結成毎年書後者
- 隨意に見放可中事

第二十六

- 一 為智會社之形振如く定例休日外朝正時

と祭夕七時迄引替可中事

第二十七

- 一 諸國あわく有會社所立十度層を東京西京
- 大阪之都之内有るを等と將其規則と隨ひ三の

中事

第二十八

- 一 為智會社に如く度々中出は所又社中一回
- 評議之上所元取調加入者致可中事國々々のハ

其の宗旨に加入し可申事

第二十九

一 社中吏の重態を承服し自信依怙を取扱

又其驕りより補受有るべきものハ速に其後を察

可申事

第三十

一 皇國社中 大社の規則の外吏は其地會社

おろしく小會の規則に倣ふべき也其人等此規則

お立取扱可申事

第三十一

一 國々出張所を備へ兩會社が中令を扱可申事

第三十二

一 諸國會社後金の内十分一を都々内持場宛

向會社に重力加勢を并出張入用おる儀候有る

可留る可申事

第三十三

一 各々通大社の規則而社中一統を認得取扱可

一 甲尤通商に責任を以て海を心算連して以て權威  
とるに補儀致す何事をも他人に譲りて扱  
一 甲倍之丈に國內歩分を持切に場所別紙に  
相認を事

第三十四

一 高業に信を総頭取大業番に立出るとの取扱  
以て海を自然取身向不都合に見出たる者あり

一 同評論の上を以て其を改し一甲且現今取扱を  
法を定むるに良法存身以て其を改むるに  
其改むる妨をなくし其取扱を以て一甲常々其困  
而為筋を心掛に信實を以て取扱可致す一私怨  
を海奸曲に所置りしに眼論分明に海を連  
社中を可去除し其事を起し其を扱失はざるに

三為僕平以事

古事親上以以上

年二月

通高國

吉舍社

總之配司

三野村利左衛門

